



# 資料1

## 第1回検討会議(5/15) 結果概要について

神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築検討会議 第2回会議(令和元年6月27日)  
事務局提出資料

## 1 報告

- (1)設置準備会 3/18 の結果概要について
- (2)横浜市EHR構築支援補助事業の取り組みについて

## 2 議題

- (1)地域協議会で協議し、決定する事項について
- (2)地域で共有する医療情報の範囲について
- (3)システム銘柄の選定方法について
- (4)システム銘柄の技術要件について
- (5)各地域での地域医療介護連携ネットワーク構築に係る  
県の支援について
- (6)その他

## ②第1回会議(5/17) 事務局からの説明のポイント

- (1) 今後のガイドライン策定に係る想定スケジュールについて事務局から説明  
➡ 県の予算編成のスケジュールから逆算し、7月末までにはガイドラインを策定する必要があるため、第2回会議と並行して意見照会を実施中
- (2) ガイドライン内の主な項目について、論点整理をした上で事務局から説明しご議論  
いただいた。  
➡ それぞれ、大まかな方向性について了承を得た。

### ◆ 地域協議会で協議し、決定する事項

- ➡ 地域協議会は重要事項の協議や決定の他、負担金の徴収や管理などを行う。共有する医療情報の範囲や共有方法に関する事、システム銘柄の選定、本人同意の取得方法や、情報の閲覧制限など、ネットワーク全般について意思決定をしていく。

### ◆ 地域で共有する医療情報の範囲について

- ➡ どのような医療情報を地域で共有していくか、地域協議会で整理をしていく
- ➡ 全国保健医療情報ネットワークで共有することが予定されている情報については、地域で共有する最低限の範囲の医療情報とする。それ以上の情報は地域協議会で決定をしていくこととする。(例・画像データや施設情報など)

## ②第1回会議(5/17) 事務局からの説明のポイント

### ◆ システム銘柄の技術要件・仕様について

- ➔ 厚生労働省標準規格の実装(全国保健医療情報ネットワークへの接続に必要)
- ➔ クラウド型のネットワークの構築し、参加施設の各システムからクラウドサーバに自動でデータを送信できること。
- ➔ 在宅における医療情報及び介護情報の連携ができること。
- ➔ 参加機関別、かつ職種別に、更新または閲覧できる情報を制限できること。
- ➔ 医療情報にアクセスしたすべてのログを記録できること。
- ➔ 登録患者数、総閲覧回数、参加機関数を地域協議会に提供できること。

### ◆ システム銘柄の選定について

- ➔ どのようなシステム銘柄を選定するかは、地域協議会で選定を行う。
- ➔ 地域協議会において、ガイドラインを踏まえたうえで、ネットワークの目的、共有すべき情報の種類・範囲、求める機能などを協議していく。
- ➔ 要求仕様及び技術仕様を決定のうえ、プロポーザル方式で導入を行う。

### ◆ 各地域での地域医療介護連携ネットワーク構築に係る県の支援について

- ➔ イニシャルコストについては県から全額補助出来るよう検討。ネットワークの構築を検討する費用や、コンサルの派遣費用などもイニシャルコストとして補助対象と出来るかは、事務局で検討する。
- ➔ ランニングコストは、ネットワーク参加機関での負担とする。
- ➔ 運用開始後に新たに参加した機関のイニシャルコストについて、総合確保基金からの補助対象と出来るか、事務局で検討する。

### ③第1回会議(5/17) 主な意見

#### 【委員意見】

① 地域協議会の法人格を推奨すると記載があるが、ガイドライン上では地域協議会の中に総会や理事会、もしくはそれに準ずる機関において、という表現がある。必ずしも法人格を求めないのであれば、書きぶりを工夫してはどうか。

➡ ガイドラインを修正

② 地域協議会の立ち上げ時や、検討を進める際、行政機関の協力が必要不可欠になるのでは。

➡ ガイドラインへ記載する内容ではないと考えるが、行政の協力は必要不可欠であり、どのように協力していけるかは引き続き検討する。

③ ガイドラインに参加機関や市民への広報・周知・理解などの普及啓発の項目があった方が良い。

➡ ガイドライン4-2-1「県民及び関係機関に対する広報」(P19)を新設。

④ 共有する情報の範囲については、厚労省の指定する必要最低限の情報にとどめておいたほうがよいのではないか。

➡ ACPなど機微な対応が求められる情報は別の議論が必要となるため、現状では国が示す最低限の情報を共有することを、ガイドラインへ記載する。

⑤ 技術要件の指定が細かいのでは。ベンダー側のハードルが高くなる恐れがあるため、もう少し簡単な書き方でよいのではないか。

➡ ガイドラインを修正。詳細は別途説明。

### ③第1回会議(5/17) 主な意見

#### 【委員意見】

- ⑤ 立上げ後数年間は、後から参加する機関の負担、地域で検討する費用、システム構築費用など、様々なコストがかかる。最初の1年間だけの補助ではネットワークが立ちいかなくなる。
  - ➡ 補助内容については事務局で引き続き検討する。
- ⑥ ネットワークの効果として、参加医療機関や患者、利用者、保険者にもメリットがあるため、ランニングコストは、行政も負担してほしい。
  - ➡ 地域医療介護総合確保基金の在り方や、県の一般財源との整理が必要。事務局で引き続き検討を行う。
- ⑦ イニシャルコストは、全額補助が必要。最初から地域での負担が求められると、手が挙がらなくなる恐れがある。
  - ➡ 補助対象経費を明確化した上で、全額補助と出来るよう事務局で検討する。
- ⑧ ネットワークを拡張する際のイニシャルコストも必要。ある程度の成功ラインを想定しておき、そこまではイニシャルコストとして整理をするような工夫が必要。
  - ➡ 事務局で引き続き検討する。

# ガイドライン策定に向けた論点整理(1)

(設置準備会の配布資料6)

| 分類      | 番号 | 論点  | 方向判断 | 意見聴取 | 議論時期     |
|---------|----|---|------|------|----------|
| 基本的な方向性 | 1  | 今後用いる用語として、「地域医療連携ネットワーク」を「地域医療介護連携ネットワーク」に変更すべきか。                                      | ○    |      | 準備会(前々回) |
|         | 2  | 神奈川県における地域医療連携ネットワーク構築の基本的な方向性は、資料3の記載のとおりでよいか。   | ○    |      |          |
|         | 3  | ガイドラインの基本的な構成は資料4の骨子案のとおりでよいか。  | ○    |      |          |
|         | 4  | 地域協議会の設立単位(地域医療連携ネットワークの構築単位)は、横浜市内では7地域、横浜市以外では各二次医療圏単位でよいか。                           |      | ○    |          |
|         | 5  | 介護関係事業者にとって、どのような医療情報・介護情報を共有したいか。また、介護関係事業者が可能な限り多く参加してもらうためには、どのような項目をガイドラインに設ければよいか。 |      | ○    |          |

設置準備会において、1～3について方向性については御承認を得た。

方向判断 = 事務局から方向性を提示した上で、検討会議でご議論の上、検討会議として方向を示すもの  
 意見聴取 = ガイドライン案等について、各構成員から参考意見を求めるもの

この論点整理表は、神奈川県地域医療連携ネットワーク構築検討会議設置準備会において事務局が提出したものであり、今後変動がありうる。

# ガイドライン策定に向けた論点整理(2)

| 分類    | 番号 | 論点   | 方向判断  | 意見聴取 | 議論時期     |
|-------|----|--|-------|------|----------|
| 構築・計画 | 6  | 地域協議会で議決すべき事項  | ○     |      | 第1回(今回)  |
|       | 7  | 在宅における医療情報、介護情報を「地域で共有する医療情報の範囲」に基本的に含めるもの(必要事項)として整理すべきか。       | ○     |      |          |
|       | 8  | システム銘柄の選定方法は、プロポーザルとしてよいか。                                       | ○     |      |          |
|       | 9  | 導入しようとするシステム銘柄の技術要件  | ○ → ○ |      |          |
|       | 10 | 新規加入を希望する参加機関を受け入れることとした場合において、当該参加希望機関のシステム改修費を県の補助対象とするべきかどうか。 | ○ → ○ |      |          |
| 運用    | 11 | 本人同意の取得方法  | ○     |      | (予定) 第2回 |
|       | 12 | 参加機関別・職種別情報閲覧制限、未受診医療機関等の情報閲覧制限                                  |       | ○    |          |

第1回検討会議において、6～8について方向性については御承認を得た。

方向判断 = 事務局から方向性を提示した上で、検討会議でご議論の上、検討会議として方向を示すもの  
 意見聴取 = ガイドライン案等について、各構成員から参考意見を求めるもの

この論点整理表は、神奈川県地域医療連携ネットワーク構築検討会議設置準備会において事務局が提出したものであり、今後変動がありうる。



# ガイドライン策定に向けた論点整理(3)

(設置準備会の配布資料6)

| 分類  | 番号 | 論点                              | 方向判断 | 意見聴取 | 議論時期    |
|-----|----|---------------------------------|------|------|---------|
| 運用  | 13 | 名寄せ方法                           | ○    |      | 第2回(今回) |
|     | 14 | 参加機関における安全管理体制のあり方              |      | ⊖    |         |
| 更新  | 15 | ネットワークの更新時の留意点                  |      | ⊖    |         |
| その他 | 16 | 県の補助事業により地域医療連携ネットワークを構築する際の留意点 |      | ⊖    |         |
|     | 17 | その他                             | ○    |      | 各回      |

方向判断 = 事務局から方向性を提示した上で、検討会議でご議論の上、検討会議として方向を示すもの  
 意見聴取 = ガイドライン案等について、各構成員から参考意見を求めるもの

この論点整理表は、神奈川県地域医療連携ネットワーク構築検討会議設置準備会において事務局が提出したものであり、今後変動がありうる。